

【故障の内容】

～身体障害～

- ・ 視覚障害 3 級以上（意見書による場合は 2 級相当以上）
- ・ 聴覚障害 3 級以上（意見書による場合は 2 級相当以上）
- ・ 平衡機能障害 3 級以上
- ・ 音声機能言語機能又はそしゃく機能の障害 3 級以上
- ・ 上肢機能障害 4 級以上（意見書による場合は 3 級相当以上）
- ・ 下肢機能障害 4 級以上（意見書による場合は 3 級相当以上）
- ・ 体幹機能障害 3 級以上（意見書による場合は 2 級相当以上）
- ・ 心臓機能障害 4 級以上（意見書による場合は 3 級相当以上）
- ・ 腎臓機能障害 4 級以上（意見書による場合は 3 級相当以上）
- ・ 呼吸器機能障害 4 級以上（意見書による場合は 3 級相当以上）
- ・ ぼうこう又は直腸機能障害 4 級以上（意見書による場合は 3 級相当以上）
- ・ 小腸機能障害 4 級以上（意見書による場合は 3 級相当以上）
- ・ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 4 級以上（意見書による場合は 3 級相当以上）
- ・ 肝臓機能障害 4 級以上（意見書による場合は 3 級相当以上）

意見書とは、障害ごとに都の指定する医師が診断書につけるもので、書式が決まっています（障害者手帳の交付申請に必要な書類で一般の診断書ではありません）

～精神障害～

- ・ 精神障害 2 級以上（1 年以上該当）

～その他～

- ・ 1 年以上の入院
- ・ 要介護 1 から要介護 5 の何れかに該当
- ・ 養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所
- ・ 高齢による運動能力の著しい低下

■各種障害等に関する窓口■

- 身体・精神障害について
障害福祉課業務係
電話番号：042-523-2111
(内線1510・1511・1512・1514)
- 要介護認定について
介護保険課介護認定係
電話番号：042-523-2111
(内線1452・1453・1454・1455)
- 特別養護老人ホームについて
高齢福祉課在宅支援係
電話番号：042-523-2111 (内線1470・1479)

書類の内容については、事前に窓口までご相談ください。